

○玉名市議会における発言に関する規程

平成29年11月10日

議会訓令第5号

改正 平成29年12月25日議会訓令第9号

平成30年6月4日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号。以下「議会基本条例」という。）第27条第4項の規定に基づき、発言に関し必要な事項を定めるものとする。

(発言通告書)

第2条 玉名市議会会議規則（平成17年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第51条に規定する本会議における発言の通告は、質疑の通告を行う場合にあっては質疑発言通告書（様式第1号）により、議員間討議を行う場合にあっては議員間討議発言通告書（様式第2号）により、討論の通告を行う場合にあっては討論発言通告書（様式第3号）により、一般質問の通告を行う場合にあっては一般質問発言通告書（様式第4号）により、代表質問の通告を行う場合にあっては代表質問発言通告書（様式第5号）（以下これらを「通告書」という。）により行うものとする。

2 前項に規定する通告書は、次条及び第4条第1項に定める期限までに議会事務局（以下「事務局」という。）を経由して、議長に提出しなければならない。

3 発言の通告は、事務局による通告書の受領をもって、その効力が生じるものとする。

(平29議会訓令9・一部改正)

(質疑、議員間討議及び討論の通告)

第3条 質疑、議員間討議及び討論の通告の期限は、当該質疑、議員間討議及び討論を行う日の開議時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の質疑、議員間

討議及び討論については、質疑発言通告書、議員間討議発言通告書及び討論発言通告書の提出を要しない。

- (1) 事件に関する質疑、議員間討議又は討論であつて、当該事件が上程された日に委員会付託を省略の上、直ちに審議される場合
- (2) 委員長報告に対して質疑を行う場合
- (3) 少数意見の報告に対して質疑を行う場合
- (4) 議員が提出した修正案に対して質疑、議員間討議又は討論を行う場合

(平29議会訓令9・一部改正)

(質問の通告)

第4条 一般質問の通告の期間は、定例会の開会の日（議長が開会を宣告した後に限る。）から開会の日以後の初めての休会する日（当該日が玉名市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する日に当たるときは、当該日の翌日）の正午までとする。

- 2 代表質問の通告の期間は、議会運営委員会がその都度定める期間とする。
- 3 一般質問発言通告書及び代表質問発言通告書には、一般質問及び代表質問（以下「一般質問等」という。）の件名、一般質問等の要旨並びに答弁を求める者及び担当する課を明確に記載しなければならない。
- 4 一般質問者等（一般質問者（一般質問を行う者をいう。以下同じ。）及び代表質問者（代表質問を行う者をいう。以下同じ。））は、通告書を提出するときは、一括質問方式又は一問一答方式のいずれかを指定しなければならない。
- 5 事務局は、通告書を受領するときは、前2項に規定する内容並びに第7条に規定する執行機関との面談の日時及び場所について一般質問者等に確認しなければならない。
- 6 議長は、通告書の提出を受けた場合において、通告の期限が到来したときは、当該通告書を取りまとめの上、速やかに市長に通知するものとする。

(一般質問の日数及び一般質問者の割当て)

第5条 一般質問を行う期間は、原則として4日間とする。ただし、通告の期限の

到来後により確定した一般質問者の数が11人以上15人以下のときは当該期間を3日間、10人以下のときは当該期間を2日間とする。

2 前項の期間は、通告の取下げ等の事情により一般質問者の数が、4日間とした場合にあつては15人以下、3日間とした場合にあつては10人以下となった場合であっても、これを変更しない。

3 一般質問者の割当ては、一般質問者の数を第1項の期間の日数で除して得られた数とする。ただし、当該数に剰余がある場合は、当該剰余が1の場合にあつては第1日目に、当該剰余が2の場合にあつては第1日目及び第2日目に、当該剰余が3の場合にあつては第1日目、第2日目及び第3日目に1を加えるものとする。

(平30議会訓令1・一部改正)

(代表質問の日数及び代表質問者の割当て)

第6条 代表質問を行う期間は、議会運営委員会がその都度定める日数とする。

2 代表質問者の割当ては、議会運営委員会がその都度定める数とする。

(執行機関との面談)

第7条 一般質問者等は、本会議における一般質問等及び答弁の円滑化を図るため、通告後、面談の期限までに執行機関の職員と面談し、一般質問等の要旨について十分な説明を行うものとする。

2 一般質問の面談の期限は、発言の通告の期限の日の翌日（当該日が玉名市の休日を定める条例第1条第1項に規定する日に当たるときは、当該日の翌日）の午後5時までとする。

3 代表質問の面談の期限は、議会運営委員会がその都度定める期限までとする。

4 面談は、議長が指定した議事堂内の場所で行うものとする。

(質疑、議員間討議及び討論の発言の順序)

第8条 質疑を行う者（以下「質疑者」という。）の発言の順序は、通告の受付順とする。

2 議員間討議を行う者（以下「討議者」という。）の討議提案の発言の順序は、

通告の受付順とする。

- 3 討論を行う者（以下「討論者」という。）の発言の順序は、会議規則第53条に規定する順序とする。

（平29議会訓令9・一部改正）

（質問者の発言の順序）

第9条 一般質問者等の発言の順序は、くじにより決定するものとする。

- 2 前項のくじは、抽せん棒による方法とし、抽せん棒の番号は1番から21番までとする。
- 3 前項の抽せん棒は、一般質問者等が一般質問発言通告書及び代表質問発言通告書を提出するときに引くものとする。
- 4 発言の順序は、一般質問者等が引いた抽せん棒の若番順による。
- 5 事務局は、一般質問者等の発言の順序が決定したときは、速やかに一般質問者等に通知するものとする。
- 6 第4項の規定により決定した発言の順序は、一般質問者等の双方の合意に基づいて当事者の双方又は一方が事務局に届け出るによりこれを変更することができる。ただし、通告の期限を1時間経過した後は、これを変更することができない。

（質疑者、討議者及び討論者の発言時間）

第10条 質疑者、討議者及び討論者の発言時間は、制限しない。

（平29議会訓令9・一部改正）

（質問者の発言時間）

第11条 一般質問者等の発言時間は、1時間とする。

（市長等の発言時間）

第12条 議長から本会議への出席を要請された市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長、監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員及びその委嘱を受けた説明員（以下「市長等出席説明員」という。）の発言時間は、制限しない。ただし、議長は、必要が

あると認めるときは、これを制限することができる。

(市長等の発言の要求)

第13条 市長等出席説明員は、発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を得なければならない。

(市長等の発言の許可)

第14条 市長等出席説明員の発言は、全て議長の許可を得た後、登壇して行わなければならない。ただし、簡易な事項について発言し、又は再質疑及び再質問に対して答弁する場合は、この限りでない。

(公述人等の発言)

第15条 公述人及び公述人の代理人並びに参考人及び参考人の代理人（以下これらを「公述人等」という。）の発言については、前3条の規定を準用する。

(緊急質問の取扱い)

第16条 本会議中に緊急質問の申出があった場合は、本会議を休憩し、速やかに議会運営委員会を開会し、その取扱いについて協議の上、適切に処理するものとする。

(本会議における資料要求の制限)

第17条 市長等出席説明員に対する資料提出の要求は、本会議における質疑、議員間討議、一般質問等及び緊急質問（以下「質疑等」という。）中に行うことができない。

(平29議会訓令9・一部改正)

(質疑等及び討論終結の宣告後の発言の申出について)

第18条 質疑等及び討論終結の宣告後の発言の申出は、原則としてこれを認めない。

(発言取消申出書又は発言訂正申出書)

第19条 発言者は、会議規則第65条の規定により、発言の取消し又は訂正を求めるときは、発言取消申出書（様式第6号）又は発言訂正申出書（様式第7号）を議長に提出しなければならない。

(平 2 9 議会訓令 9 ・ 一部改正)

(市長等及び公述人等の発言の取消し又は訂正)

第 2 0 条 市長等出席説明員及び公述人等の発言の取消し又は訂正については、会議規則第 6 5 条及び前条の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日議会訓令第 9 号)

この訓令は、平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 6 月 4 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 3 0 年 6 月 4 日から施行する。

(事務局記入欄)	
発言順序 年 月 日 午前・午後 時 分 受領	
年 月 日	
玉名市議会議員 ㊟	
<h2>質 疑 発 言 通 告 書</h2>	
下記のとおり発言したいので、玉名市議会会議規則第51条の規定により、通告します。	
記	
質疑の方法	<input type="checkbox"/> 一括質問方式 <input type="checkbox"/> 一問一答方式
質疑を行う日	年 月 日
件 名	
要 旨	答弁を求める者

(裏)

No. _____

件 名	
要 旨	答弁を求める者

件 名	
要 旨	答弁を求める者

（事務局記入欄）	
発言順序 年 月 日 午前・午後 時 分 受領	
年 月 日	
玉名市議会議員 様	
玉名市議会議員 ㊟	
<h2>議員間討議発言通告書</h2>	
下記のとおり発言したいので、玉名市議会会議規則第51条の規定により、通告します。	
記	
議員間討議を行う日	年 月 日
議員間討議を提案する件名	
議員間討議を必要とする論点、理由等	

(裏)

No. _____

議員間討議を提案する件名

議員間討議を必要とする論点、理由等

議員間討議を提案する件名

議員間討議を必要とする論点、理由等

（事務局記入欄）

発言順序

年 月 日
午前・午後 時 分 受領

受付者印

年 月 日

玉名市議会議長 様

玉名市議会議員

印

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり発言したいので、玉名市議会会議規則第51条の規定により、通告します。

記

討論を行う日	年 月 日
--------	-------

件 名	賛成、反対の別

(事務局記入欄)					
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">発言順序</td></tr><tr><td style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分 受領 抽せん番号 () 番</td></tr></table>	発言順序	年 月 日 午前・午後 時 分 受領 抽せん番号 () 番	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">質問者と執行機関との面談</td></tr><tr><td style="text-align: center;">年 月 日 時間 午前・午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/>会派室 <input type="checkbox"/>その他 ()</td></tr></table>	質問者と執行機関との面談	年 月 日 時間 午前・午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/> 会派室 <input type="checkbox"/> その他 ()
発言順序					
年 月 日 午前・午後 時 分 受領 抽せん番号 () 番					
質問者と執行機関との面談					
年 月 日 時間 午前・午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/> 会派室 <input type="checkbox"/> その他 ()					
年 月 日					
玉名市議会議長 様					
玉名市議会議員 ㊟					
<h2 style="margin: 0;">一 般 質 問 発 言 通 告 書</h2>					
下記のとおり発言したいので、玉名市議会会議規則第51条の規定により、通告します。					
記					
質問の方法	<input type="checkbox"/> 一括質問方式 <input type="checkbox"/> 一問一答方式				
件 名					
要 旨	(35字以内) 答弁を求める者 (担 当 課)				

(裏)

No. _____

件 名	
(35字以内)	
要 旨	答弁を求める者 (担 当 課)

件 名	
(35字以内)	
要 旨	答弁を求める者 (担 当 課)

(事務局記入欄)					
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">発言順序</td></tr><tr><td style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分 受領 抽せん番号 () 番</td></tr></table>	発言順序	年 月 日 午前・午後 時 分 受領 抽せん番号 () 番	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">質問者と執行機関との面談</td></tr><tr><td style="text-align: center;">年 月 日 時間 午前・午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/>会派室 <input type="checkbox"/>その他 ()</td></tr></table>	質問者と執行機関との面談	年 月 日 時間 午前・午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/> 会派室 <input type="checkbox"/> その他 ()
発言順序					
年 月 日 午前・午後 時 分 受領 抽せん番号 () 番					
質問者と執行機関との面談					
年 月 日 時間 午前・午後 時 分 場所 <input type="checkbox"/> 会派室 <input type="checkbox"/> その他 ()					
年 月 日					
玉名市議会議長 様					
玉名市議会議員 (会派名:) ㊟					
代表質問発言通告書					
下記のとおり発言したいので、玉名市議会会議規則第51条の規定により、通告します。					
記					
質問の方法	<input type="checkbox"/> 一括質問方式 <input type="checkbox"/> 一問一答方式				
件 名					
要 旨					
(35字以内) 答弁を求める者 (担 当 課)					

(裏)

No. _____

件 名	
(35字以内)	
要 旨	答弁を求める者 (担 当 課)
件 名	
(35字以内)	
要 旨	答弁を求める者 (担 当 課)

年 月 日

玉名市議会議長 様

玉名市議会議員

印

発 言 取 消 申 出 書

年 月 日の会議における私の発言のうち、下記の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう玉名市議会会議規則第65条の規定により、申し出ます。

記

取り消したい発言

年 月 日

玉名市議会議長 様

玉名市議会議員

㊞

発 言 訂 正 申 出 書

年 月 日の会議における私の発言について、下記のとおり字句を訂正したいので、議長において許可されるよう玉名市議会会議規則第65条の規定により、申し上げます。

記

訂正したい発言

を

に訂正

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

（平29議会訓令9・追加）

様式第3号（第2条関係）

（平29議会訓令9・旧様式第2号繰下）

様式第4号（第2条関係）

（平29議会訓令9・旧様式第3号繰下）

様式第5号（第2条関係）

（平29議会訓令9・旧様式第4号繰下）

様式第6号（第19条関係）

（平29議会訓令9・旧様式第5号繰下）

様式第7号（第19条関係）

（平29議会訓令9・旧様式第6号繰下）